

写

令和5年度

定期監査結果報告書

(前期定期監査)

諏訪市監査委員

令 5 諷 監 第 2 3 号

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

諷 訪 市 長 金 子 ゆかり 様

諷 訪 市 議 会 議 長 横 山 真 様

諷訪市教育委員会 教育長 三 輪 晋 一 様

諷訪市監査委員 中 澤 芳 雄

諷訪市監査委員 吉 澤 美 樹 郎

令和 5 年度 前期定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定により、別紙のとおり定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員がそれを公表することが義務づけられていますので、改善策等を講じたときは通知願います。

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の執行者

諏訪市監査委員(識見委員) 中澤芳雄

諏訪市監査委員(議選委員) 吉澤美樹郎

3 監査の実施期間及び対象課所等名

(1) 特別会計定期監査

監査実施日	監査の対象とした特別会計の名称
7月11日(火)	国民健康保険会計、後期高齢者医療会計、公設地方卸売市場事業会計 駐車場事業会計
7月12日(水)	霧ヶ峰リフト事業会計(施設監査を含む)

(2) 各課(及び施設)定期監査

監査実施日	監査の対象とした課所(施設)等の名称	
10月 4日(水)	課所名	消防課、市民課、環境課、ゼロカーボンシティ推進室
10月 5日(木)	課所名	総務課、職員サポート室、秘書広報課、税務課
10月 6日(金)	課所名	営業課、施設課(水道事業・温泉事業・下水道事業)

監査実施日	監査の対象とした学校の名称
11月 6日(月)	四賀小学校、上諏訪小学校、上諏訪中学校

監査実施日	監査の対象とした課所（施設）等の名称	
11月 7日(火)	課所名	生涯学習課
	施設名	四賀公民館、中洲公民館、湖南公民館、豊田公民館
11月 8日(水)	課所名	スポーツ課、駅前交流テラスすわっちゃオ
	施設名	元町体育館、清水町体育館、清水町野球場、屋内ゲートボール場 しんきん諏訪湖スタジアム
11月 9日(木)	課所名	教育総務課

4 定期監査の執行方針及び着眼点の設定

定期監査を執行するにあたっては、監査委員会議で確認された当年度の監査等執行方針に基づき、原則として、令和5年度の事務事業に係る歳入歳出執行状況全般を対象として定期監査を実施した。

施設監査及び学校監査(以下「施設等監査」という。)においては、施設等の管理状況及び現金取扱事務等を監査項目に設定し、施設等の管理運営状況等全般について実地に検分した。

また、監査にあたっては、社会情勢や行政需要の変化への対応がなされているかなど、一部に行政監査的視点を導入しながら実施した。

なお、当年度の監査等における着眼点及び共通重点監査事項(令和5年4月3日通知)の要点は以下のとおりである。

(1) 令和5年度監査等における着眼点

ア 財務事務監査における着眼点

- ・予算の執行は計画的かつ効率的に行われ、予算計画に対する実績は妥当であるか。
- ・総計予算主義の原則が守られているか。
- ・経理事務については、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

イ 行政監査的視点導入による監査の着眼点

- ・事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民の負担軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ・社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。
- ・事業の目的が明確である上に、各部局間の連携、整合性、総合性がとれているか。
- ・事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

(2) 令和5年度における共通重点監査事項

ア 収入事務について

1) 調定事務について

- ・調定額の算定内容は適正か。また、調定の時期及び手続きは適時適切に行われているか。
- ・減免、延納又は後納等の理由及び手続きは適正か。

- ・調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

2) 徴収事務について

- ・過誤納の還付手続きは適正に行われているか。
- ・延滞金の徴収事務は適正に行われているか。
- ・収入の消込み誤り、漏れ、及び遅延しているものはないか。

3) 滞納整理事務について

- ・収納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
- ・督促、催告、及び時効の中断の手続きは適時かつ適正に行われているか。
- ・滞納整理について努力が払われているか。
- ・不納欠損は適時かつ厳正に行われているか。

4) 現金取扱事務について

- ・現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
- ・領収書の取扱いは適正に行われているか。
- ・領収書にあらかじめ綴番号及び連番号を付しているか。
- ・使用済みの原符に欠番はないか。また、書損じ分は保管されているか。
- ・使用しなくなった冊子の未使用分はパンチを入れる等の無効処理がなされているか。
- ・現金出納簿は、遅滞なく正確に記載されているか。また、日々出納関係諸帳簿の管理点検は複数で行っているか。
- ・収納金は遅延なく、指定金融機関等に払い込まれているか。
- ・釣銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。

イ 支出事務について

1) 支出一般について

- ・予算流用、予備費充当の手続き及び時期は適正か。
- ・支出の特例による支払い方法(資金前渡、概算払、前金払、繰替払等)及び精算等の手続きは、法令等の定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・不経済な支出及びその他不相当と認められる支出はないか。

2) 委託料の支出について

- ・委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
- ・委託の相手方及び選定方法は適切か。
- ・委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- ・委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

3) 負担金補助及び交付金の支出について

- ・補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- ・補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- ・補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- ・実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。

4) 工事請負費の支出について

- ・竣工検査は確実に行われているか。また、工事請負の事実のないものはないか。
- ・請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。
- ・前払金、部分払金の支払は適時、適正か。前払金の場合、前払金保証契約を支払以前に締結しているか。

5) 契約事務について

- ・随意契約による場合、その理由は適正か。また、適正化法に基づき公表を要する公共工事については、相手方を選定した理由が公表されているか。
- ・随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。

6) 財産管理事務について

- ・財産台帳は調製され、取得、処分、所管替え等の異動について正確に記録されているか。また、財産は、財産台帳及び附属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。
- ・財産の維持管理及び補修は適切になされているか。また、消防法その他法令等に基づき防火、防災対策は適正に行われているか。
- ・財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。

7) 物品購入及び保管管理について

- ・物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。(特に年度末において当面必要としない物品の購入、変質のおそれのある物品の一時多量購入等はないか。)
- ・物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- ・物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。遊休物品、死蔵物品等はないか。また、管理替え等による有効利用への配慮がなされているか。帳簿外物品はないか。

8) 基金について

- ・基金設置の目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。

5 監査の実施手続き及び方法

事前に指定し、提出させた資料により、歳入歳出全般の執行状況について説明を聴取した上で、上記着眼点に基づき、質疑形式による監査を中心に、実査、視察、閲覧、照合などの手続きにより監査を行った。また、施設等監査については、資産の管理状況や業務の運営状況等を把握するために現地に赴き、実地に検分を行っている。なお、備品に係る財産管理事務監査については、その業務の一部を補助職員に命じ、その結果について報告を徴するなどの方法で監査を行った。

6 監査の結果

当年度の監査実施計画及び執行方針等に基づき、財務事務及びその他事務事業並びに施設の管理状況等を監査した結果、それぞれの事務事業は概ね適正に執行され、順調に進捗しているものと認められた。

なお、軽微に改善を求める事項については、その都度口頭で指摘したため、特に留意を要すると思われる点について以下に意見としてまとめたので、今後の参考とされたい。

7 監査の意見

(1) 特別会計定期監査における意見

国民健康保険会計他4会計については、令和4年度の決算計数により監査を実施し、その結果及び意見は、同年度歳入歳出決算意見書に反映させていることから、当該報告書では概略のみ記載することとするが、いずれの会計においても、積極的な自主財源の確保とより一層の経費削減に努め健全な運営が行われるよう要望する。

ア 国民健康保険会計

平成30年度より財政運営の責任主体が県に移行して5年経ったが、順調に運営されていることを確認した。

被保険者数の減少により、税収は将来的にも減少していくものと思われる。医療給付費、高額医療費等の支出を抑えて、収入と給付のバランスを維持し、歳入における繰入金をいかに抑えていけるかが今後の課題である。被保険者の意識改革、また病気の早期発見、早期治療のための健康診査の推進等が今後も重要になる。引き続き事業の継続、周知に努められたい。

イ 霧ヶ峰リフト事業会計

リフトの経営については、工夫を凝らし、また経費の節約にも努めて運営していることを確認した。施設の老朽化が進む中でも、計画的な修繕などメンテナンスを行っている。施設運営の中で修繕や維持管理には相当な費用がかかっているということであるが、事故などのない安全な運営に努められたい。

ウ 公設地方卸売市場事業会計

市場審議会の答申を受けて、令和7年3月での公設市場廃止が決定したが、「食の供給機能を継承する新たな仕組み」となったあとも施設はそのまま使用されていくものと思料するので、施設の管理は続けていかなければならない。現在も計画的に修繕等されているが、建物の老朽化や地盤沈下といった問題もあり、修繕も高額になってきている。基金を取り崩しながらの運営で大変厳しい状況であるが、引き続き維持管理に取り組まれたい。

エ 駐車場事業会計

新型コロナウイルス感染症が収まってきたことにより、使用料収入も改善して前年度と比べ増収となった。コロナ禍以前までには戻っていないが、回復が見られた年であった。持続可能な駐車場経営を目指して、市民の利便性の観点からも民間駐車場と比較して、利用しやすい駐車場となるように引き続き検討をされたい。

オ 後期高齢者医療会計

高齢化による被保険者の増加により、前年度に比べ歳入歳出ともに増加した。今後も高齢者の増加や医療費の高額化が考えられる。国保会計と同様、疾病の予防や健康な体作りが今後も重要な課題になってくるので、関係各課との連携を深め、事業の推進継続に努められたい。

(2)各課(及び施設)定期監査における意見

いずれの職場においても、真摯に業務遂行に努め、またその進捗状況も順調であることを確認した。

ア 各部局共通事項

・財務事務におけるリスク管理について

- ・今回、重点監査事務事項として各課におけるリスクの想定とその対応策について確認を行った。各係とも想定されるリスクに対しては十分な対応を行っていることが確認できた。特に、個人情報や現金を扱う際には、それぞれの係の努力でミスのないように進め、今後もリスクを想定し、それに対する管理を続けられたい。

イ 各部局個別事項

○各課(及び施設)監査意見

【消防課】

1)分団ポンプ車の更新について

- ・配備から20年を経過する分団ポンプ車について、今年度は2台を更新予定とのことであるが、まだ10年から15年の耐用年数を超えたポンプ車があるので、入替に係る経費も高額となることから順次計画的に更新を進め、防災力の向上に努められたい。

(消防課)

【市民環境部】

1)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業について

- ・急激な物価高騰等はいまだに落ち着きを見せていないなか、令和5年1月以降収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった子育て世帯も支給対象となった。家計急変世帯の把握は難しいと思われるが、支給漏れのないよう対応に努められたい。

(市民課)

2)消費生活センター運営事業について

- ・毎月多くの相談が寄せられ、特に通信販売に関わる相談や高齢者からの相談が多く、トラブルが発生している状況であることから、予防啓発に努めるとともに、県の補助金終了後も自主財源での継続を検討されたい。

(市民課)

3)マイナンバーカード関連事業について

- ・国の施策により、マイナンバーカードの申請・交付が大幅に増加し、出張申請による受付や来庁者への対応など大変ご苦労いただいた。県内トップクラスの申請率を評価したい。全国的には不具合が生じ問題となっているので、細心の注意を払い申請・交付勧奨に努められたい。

(市民課)

【水道局】

1) 水道事業について

- ・給水人口の減少、節水意識の高まりと節水機器の普及により有収水量の減少が続き、また、配水管の老朽化に伴う更新工事や路面復旧工事費の増加により利益が圧迫されている。今後、電気料金の高騰、維持管理費の増加により長期計画の見直しの検討も考えられ、近年では、自然災害等に耐える設備への更新も課題となっている。諏訪市水道ビジョンに沿って計画的な設備の修繕・更新と健全な水道事業の運営に努められたい。

(営業課・施設課)

2) 温泉事業について

- ・計画的な設備改良・保全工事が行われているが、温泉加入者の減少を食い止め、増加させることが課題である。利用者増加や脱炭素に寄与する温泉熱の利用など諏訪市の資産である温泉の新たな利活用に知恵を出し合い、諏訪市温泉事業経営戦略に従って事業継続に努められたい。

(営業課・施設課)

3) 下水道事業について

- ・下水道普及率がほぼ 100%となり、現在は老朽化や地震対策などの維持管理が主な事業となっている。計画的に更新工事を行っているが、使用料収入の現状維持が難しく他会計からの補助金も多くを望めないなかで、施設の更新や耐震化が課題であり、電気料金の高騰による諏訪湖流域下水道維持管理負担金の増額で利益の圧迫も心配される。下水道ストックマネジメント計画により計画的・効率的な管理運営に努められたい。

(営業課・施設課)

【教育委員会事務局】

i) 学校監査意見

1) 学校設備環境について

- ・四賀小学校、上諏訪小学校、上諏訪中学校の 3 校で現地監査を実施した。校舎の築年数は異なり、傷み度合いも様々であったが、教職員が工夫して管理していた。雨漏りや床材の剥がれ、校庭の擁壁のふくらみなどの各校からの要望には、必要に応じて専門家の意見を聞くなど早期に対策を行い、児童・生徒の安心安全のための環境を提供できるように配慮されたい。

2) 特別教室へのエアコン設置について

- ・全ての普通教室にはエアコンが設置されたが、進んでいなかった特別教室への設置に向けて設計業務に着手した。今後も夏期の猛暑が続くと予想されるため、設計業務完了後は財政的にも大変ではあるが、来年には使用できるよう設置工事の着手に努められたい。

3) トイレ改修工事について

- ・学校からの要望が多かったトイレの洋式化改修工事に着手し、今年度は四賀小学校、中洲小学校、諏訪南中学校を実施対象としている。国は令和 7 年度までにトイレの洋式化率 95%を目指しており、諏訪市も令和 8 年度までに 95%を目標にしているとのことなので、目標達成のため順次工事を進められたい。

ii) 各課及び施設監査意見

1) 四条例館施設監査について

- ・四賀公民館、中洲公民館、湖南公民館、豊田公民館で施設監査を実施し、現金実査では正確であることを確認した。四館改修工事により各館で実施した工事箇所を確認した。大規模改修工事は一区切りとなり、新型コロナウイルス感染症の5類移行により利用者が増加するものと思われるので、引き続き計画的な維持管理に努められたい。また、それぞれの公民館で駐車場の増設や日曜開館の要望があるので、今後の検討課題とされたい。

(生涯学習課)

2) 文化センター大規模改修工事について

- ・文化センターについては、大規模改修を行い、維持していく方向となり、基本設計業務委託を行うこととなった。改修工事は高額になるものと思われるので、情報を常に公開し、市民の理解を得ながら進め、人々に愛される文化の拠点となるよう努められたい。

(生涯学習課)

3) さざなみロード公衆トイレ改修事業について

- ・原田泰治美術館管理運営費で、さざなみロードの公衆トイレ改修工事が計上されている。このトイレは、過去にいたずらをされて閉鎖されたことがあるが、サイクリングロードの整備に伴い、今後需要の増加が考えられる。所管について不確定な部分もあるようなので、管理部署をはっきりさせ適切に管理するよう努められたい。

(生涯学習課)

4) 二十歳のつどいの開催について

- ・成年年齢が18歳に引き下げられて、従来の成人式がなくなった状況で20歳という節目を迎え、このような場所を提供することは大変良いことと思料する。初の試みであったが、出席者も以前の成人式並みに集まったとのことなので、継続して開催できるように努められたい。

(生涯学習課)

5) スポーツ課施設監査について

- ・元町体育館、清水町体育館、清水町野球場、屋内ゲートボール場、しんきん諏訪湖スタジアムで施設監査を実施し、いずれの施設も適切に管理されていた。現金実査では正確であることが確認できた。しんきん諏訪湖スタジアムは、国民スポーツ大会の開催に向けた改修工事も計画されており、掲示板や照明のLED化等への要望もあるため、将来に向けて検討されたい。

(スポーツ課)

6) 霧ヶ峰運動場等の利活用について

- ・霧ヶ峰高原の体育施設は、夏場だけの利用となっており、整備管理に多額の費用がかかっている。施設の有効利用については、霧ヶ峰高原活性化・再整備事業の中で示される方針に沿って管理を行い、民間等との取組による利用率の向上にも期待する。

(スポーツ課)

7) すわっチャオの活用について

- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行後、施設の利用者や利用収入が増加し、学生の勉強の場としての利用も多いことから、一般の利用者の居場所がなくなるないように、レイアウト等の工夫を

している。今後は利用者の増加による管理運営費の増加が予想されるため、事業の継続と経費の節約等、効率の良い運営に取り組まれない。若い力や発想力を生かす拠点として、また、様々な魅力の発信拠点としての役割を担う場所となるよう期待する。

(駅前交流テラスすわっチャオ)

8) ICT 教育推進事業について

・国が推進する GIGA スクール構想により、児童・生徒に 1 人 1 台端末を配備して運用を開始している。社会のデジタル化が進むなかで、ICT 教育は欠かすことのできないものであるため、効果的に実践していくために、児童・生徒の情報モラル教育や ICT 支援員の確保、教員の対応能力の向上等の情報教育整備に取り組まれない。

(教育総務課)

9) 小中一貫教育について

・未来創造ゆめスクールプラン基本計画に基づき、令和 5 年度から市内全中学校区で小中一貫教育が始まり、施設分離型においても実践可能な教育課程を進めている。また、南部地区での施設一体型小中一貫教育への基本構想の策定を目指している。上諏訪小学校と上諏訪中学校での施設併設型小中一貫教育が始まり 3 年が経過した。今年度は算数と家庭科で実施し、また複数の行事や取組についても実施している。これまでの評価を行い、今後の市内における小中一貫教育につなげられたい。

(教育総務課)

8 講評

前期定期監査を実施し、各対象部局長に講評を行った。

当該監査意見が職員間に周知されることにより、課題解決としての情報の共有化が図られ、内部統制が有効に機能するように努められたい。また、職員の心身の健康管理と健全な職場環境に配慮し、より適正かつ効率的な行財政運営が図られるよう望むものである。